

「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」について

県民文化部 こども・家庭課

1 現状認識（「長野県子どもアンケート調査」(H23.11)）

- ・長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活している様子がうかがえる。
- ・一方で、子どもの約1割はいじめ、虐待、体罰等の暴力に苦しんでおり、しかも自分を責めて我慢する傾向があり、自己肯定感が低い。

2 条例の目的

子ども支援（いじめ、虐待、体罰等に悩み苦しむ子どもへの支援・子どもの育ちを支える者への支援）を総合的に推進し、子どもの最善の利益を実現する。

3 基本理念

(1) 子どもへの支援

- ・子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていけるよう、その人権が尊重されること
- ・子どもが、その成長段階に応じ、主体的に社会に参加することができる環境を整備すること
- ・子どもが、相互に人権を尊重し、次代の社会を担うことができるようになること

(2) 子どもの育ちを支える者への支援

保護者、学校関係者等がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになること

(3) 関係者の連携協力による重層的かつ継続的な子ども支援の実施

4 基本的施策

(1) 相談・救済

子どもの様々な相談に応じ、いじめ、体罰等による人権侵害から子どもを救済する。

①子どもの相談に応じる総合窓口の設置

子ども自身の悩み及び子どもに関する様々な問題について、相談に応じる。

（ワンストップ対応、大人からの相談も受ける）

②子ども支援委員会

- ・いじめ、体罰等、子どもの人権侵害に関する事項で救済申出のあった事項について、調査（調整含む）審議し、必要に応じ知事又は教育委員会に意見（勧告）する。
- ・重大な案件については、特別委員を追加で任命する。

(2) 主に子どもへの支援

①子どもの社会参加の促進

他の子どもなどとの交流及びボランティアなど社会とのかかわりを持つことができる
体験の機会の提供等

②子どもの居場所の整備

放課後児童クラブ、児童館等子どもが安心できる居場所（場所）の整備の促進

③人権教育の充実

(3) 主に子どもの育ちを支える者への支援

①保護者に対する支援

保護者が安心して相談できるしくみの充実、市町村等による保護者が相互の交流を行う場
所を開設する事業への支援

保護者に対する学習の機会の提供など家庭教育への支援

②学校関係者等に対する支援

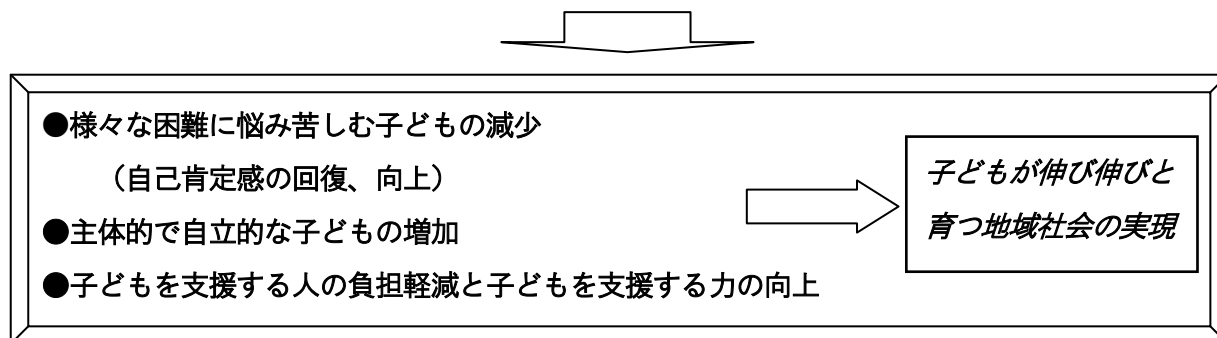
乳幼児期の子どもの育ちに係る保育士等を中心とした学校関係者等への支援

③関係者による連携協力の推進

関係機関、関係団体等による情報の交換の場等における助言やネットワーク化

(4) その他

基本理念の普及と子ども支援に関する広報活動の充実



※「地域が子どもを育てる」「地域で子どもは育つ」という長野県らしい子育て・子育ちの
考え方を軸に置きつつ、地域で子どもを大切に育てていく伝統を活用